

法定福利費の計算について

法定福利費については、法定福利費を含まない賃金改善額が加算総額を上回る場合は、法定福利費の計算自体が不要です。しかし、必要な場合は以下のとおり計算してください。

1 毎月の賃金（基本給、各種手当等）で賃金改善を行っている場合

(1) 平成27年度実績報告における賃金改善額は、基本的に、**加算及び交付金を含まない報酬月額**の水準との比較で算出します。よって、各法定福利費については以下の通り計算してください。

ア 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金

(ア) 平成27年4月から8月まで

(平成26年9月の標準報酬月額定時決定における改定後の額－**加算及び交付金を含まない報酬月額**の標準報酬月額定時決定における改定前の額)×5ヶ月×保険料率

(イ) 平成27年9月から平成28年3月まで

(平成27年9月の標準報酬月額定時決定における改定後の額－**加算及び交付金を含まない報酬月額**の標準報酬月額定時決定における改定前の額)×7ヶ月×保険料率

注) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者のみが対象となりますので、上記計算式は、対象となる職員の分のみを用いて計算してください。

イ 雇用保険料、労災保険料

[27年4月1日から28年3月31日までの間に行った、本加算による賃金改善額の総額(12か月分の総額)]×保険料率

注) なお、ア、イとも、人員減等により事業所全体の法定福利費額が減少した場合であっても、賃金改善による法定福利費増加分があれば、賃金改善額に含めることができます。

(2) 1の計算式を踏まえて、次ページのような法定福利費簡易計算表を作成しました。法定福利費の算定にはこちらをご利用ください。この計算表は、所定の欄に数字を記入すれば、保険料を自動計算するように設定しています。各事業所で法定福利費の増加分を計算する際の補助としてご利用ください。計算した額は、「賃金改善額積算表」の所定欄に記載していただければ結構です。

(3) この簡易計算表よりも正確に法定福利費の増加額を算出したい場合は、別に作成した様式や表で算出することも可能です。よって、各事業所で算出した法定福利費増加分が、この表と同等以上に正確に計算されており、かつ、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに納付しているものであれば、それを用いて結構です。

2 一時金（賞与、各種一時金等）で賃金改善を行っている場合

この場合は、一時金支払い月の翌月に保険料を支払うこととなりますので、その際に支払った保険料額を、賃金改善額に含めることができます。

(※法定福利費簡易計算表は、一時金の場合には対応していませんので、実際に支払った額を記入してください)

【一時金の場合の注意事項】

平成27年度の実績報告に含めることができる法定福利費は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに実際に納付したものに限り、よって、平成28年3月に支払った一時金に係る法定福利費については、平成28年4月に納付することとなりますので、平成27年度の実績報告(平成28年7月予定の実績報告)に含めることはできず、翌年度の実績報告に含めることとなります。

法定福利費簡易計算表（平成27年度実績報告用）

太枠

の部分に、該当する額を記入してください。それ以外の部分は自動計算されます。

項目	標準報酬月額		③標準報酬月額の増加額 (②-①)	④賃金改善実施期間における増加分		負担率 (全体)	⑤事業主 負担率	保険料額 (単位:円)	保険料額の計算式
	①加算及び交付金を含まない報酬月額	②(上欄)26年9月改定後(下欄)27年9月改定後							
健康保険料	88,000	98,000	10,000	H27年4月～ H27年8月	50,000	10.210%	5.105%	2,553	④×⑤により算出
		104,000	16,000	H27年9月～ H28年3月	112,000	10.210%	5.105%	5,718	④×⑤により算出
介護保険 (40～64歳の職員のみ対象)	88,000	98,000	10,000	H27年4月～ H27年8月	50,000	1.720%	0.860%	430	④×⑤により算出。ただし、①と②には、40～64歳の職員の分のみを記入する。
		104,000	16,000	H27年9月～ H28年3月	112,000	1.580%	0.790%	885	④×⑤により算出。ただし、①と②には、40～64歳の職員の分のみを記入する。
厚生年金保険料	98,000	104,000	6,000	H27年4月～ H27年8月	30,000	17.474%	8.737%	2,621	④×⑤により算出
		114,000	16,000	H27年9月～ H28年3月	112,000	17.828%	8.914%	9,984	④×⑤により算出
児童手当拠出金	98,000	104,000	6,000	H27年4月～ H27年8月	30,000	0.150%	0.150%	45	④×⑤により算出
		114,000	16,000	H27年9月～ H28年3月	112,000	0.150%	0.150%	168	④×⑤により算出
				⑥27年4月1日から28年3月31日までの間に行った賃金改善額の総額 (12か月分の総額)					
雇用保険料		144,000				1.350%	0.850%	1,224	⑥×⑦により算出
労災保険料		144,000				0.300%	0.300%	432	⑥×⑦により算出
法定福利費 合計								24,059	

注)

- この記載例では、職員一人分の法定福利費増加分の計算として、各欄には一人分の額を記入していますが、職場全体での総額を算出したうえで入力しても、同様に計算できます。
- 各負担率については、④の賃金改善実施期間における負担率を計上しているため、実際の実施期間が異なる場合は、負担率について実際の負担率に変更し計上すること